

【 保管場所所在図・配置図 】 の 記 載 例

留 意 事 項

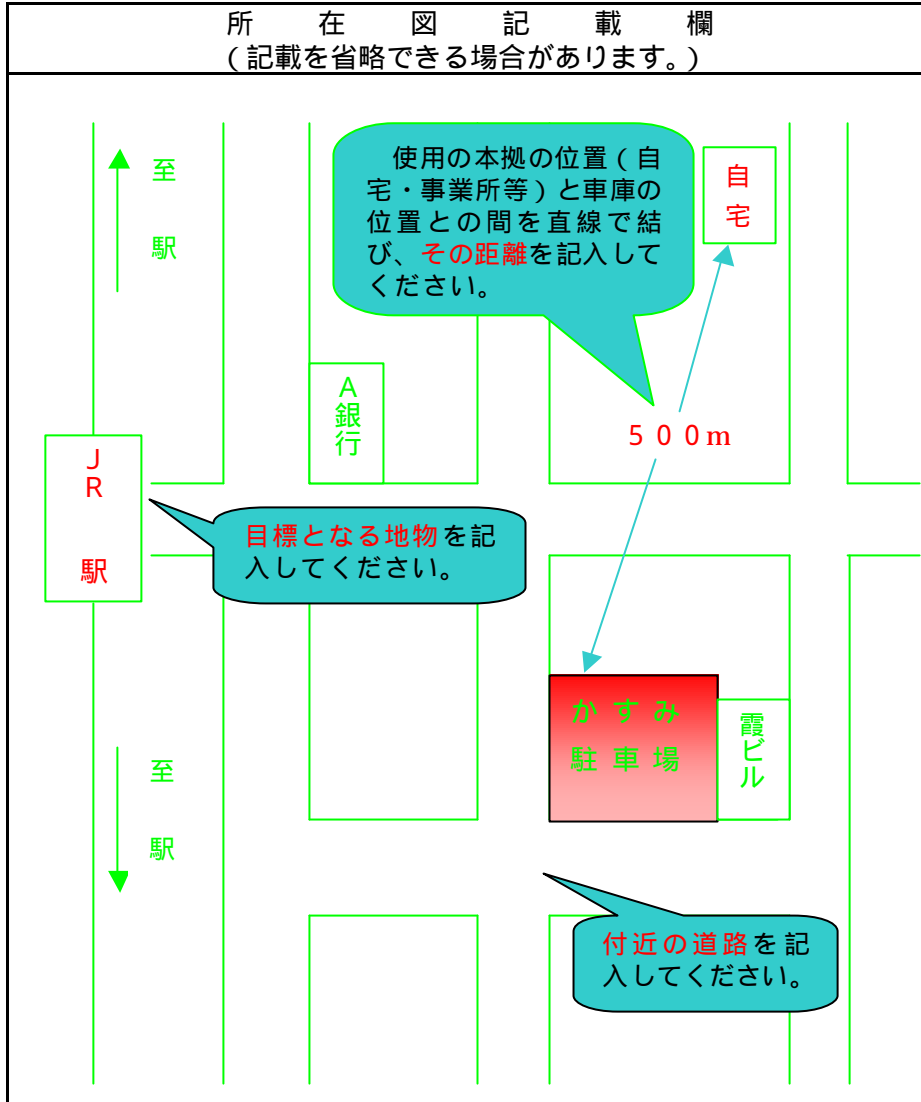
次のいずれにも該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」のみ、記載（添付）を省略することができます。

自動車の買い替えなどによる、自動車の入れ替えである。

「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。

自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出（新規）の場合は、届出の時点で自動車を保有しているか又は届出日の前15日以内に保有していた。

所 在 図 記 載 欄
(記載を省略できる場合があります。)



配 置 図 記 載 欄
(記載を省略することはできません。)

